

公 告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可をしたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成10年宮城県告示第737号。以下「要綱」という。）第34条第1項の規定により公告する。

令和5年10月5日

宮城県知事 村井嘉浩



1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名

- (1) 名称 宮城県森林組合連合会
- (2) 住所 宮城県仙台市青葉区上杉二丁目4番46号
- (3) 代表者の氏名 代表理事 大内 伸之

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県黒川郡大和町落合松坂字銅山36番17

3 産業廃棄物処理施設の種類

がれき類等の破碎施設（移動式）（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下、「政令」という。）第7条第8号の2）

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

木くず

5 産業廃棄物処理施設の処理能力（稼働時間）

木くず 210.4トン／日 (26.3トン／時間 8時間稼働)

6 許可年月日

令和5年9月25日

7 許可番号

03-57-1

8 審査結果書の縦覧場所及び縦覧期間

要綱第34条第5項の規定により審査結果書を作成していないので、縦覧は行わない。

9 担当課

宮城県環境生活部廃棄物対策課（電話 022-211-2648）